二　下水道法第十六条（同法第二十五条の十八及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により工事を行うことを承認すること。
三　下水道法第十七条（同法第二十五条の十八及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により他の工作物の管理者と協議すること。
四　下水道法第二十四条第一項の規定による許可を与え、及び同条第三項第二号の規定により他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議すること。
五　下水道法第二十五条の十七第二号の規定により他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議すること。
六　下水道法第二十九条第一項の規定による許可を与えること。
七　下水道法第三十二条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、若しくは他人の土地を一時使用し、又はその命じた者若しくは委任を受けた者にこれらの行為をさせること。
八　下水道法第三十二条第八項から第十項までの規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。
九　下水道法第三十三条第一項の規定により許可又は承認（この条の規定により事業団が行うものに限る。）に必要な条件を付すること。
十　下水道法第三十八条第一項若しくは第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により処分をし、若しくは必要な措置を命じ、又は同条第三項前段の規定によりその措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。
十一　下水道法第三十八条第四項並びに同条第五項において準用する同法第三十二条第九項及び第十項の規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。
十二　下水道法第四十一条の規定により国又は地方公共団体と協議すること。

2　前項に規定する事業団の権限は、法第三十条第四項の規定により公告される特定下水道工事の開始の日から同条第五項（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公告される工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第八号又は第十一号に掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

3　事業団は、第一項第二号、第四号から第六号まで、第九号、第十号又は第十二号に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該下水道管理団体の同意を得なければならない。

4　事業団は、第一項第二号、第四号から第六号まで、第九号、第十号又は第十二号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該下水道管理団体に通知しなければならない。

（特定下水道工事の実施に要する費用の範囲等）

第六条　法第三十四条第一項の特定下水道工事の実施に要する費用の範囲は、当該特定下水道工事の実施のため必要な本工事費、附帯工事費、測量試験費、用地費、補償費、機械器具費、営繕費、事務費及び借入金の利息とする。

2　法第三十四条第四項の規定による支払は、前金払の方法によつてこれを行うことができる。

（建築基準法施行令の一部改正）

第三条　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第八十七条の二」の下に「（法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第八号中「第三項」の下に「、第二十五条の二」を加える。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部改正）

第四条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項第二号中「第二条第一項」を「第二条第二項」に改める。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第五条　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十八号の四の次に次の一号を加える。

十八の五　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十五条の九

（地価税法施行令の一部改正）

第六条　地価税法施行令（平成三年政令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項第三号中「第二十五条の十」を「第二十五条の十八」に改める。

（過疎地域自立促進特別措置法施行令の一部改正）

第七条　過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第四号中「同条第三項」を「同条第三項第二号」に、「同項」を「同号」に改める。

（独立行政法人都市再生機構法施行令等の一部改正）

第八条　次に掲げる政令の規定中「同条第三項」を「同条第三項第二号」に改める。

一　独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第九条第一項第四号

二　東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十四号）第二十一条第二項第四号

三　大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）第三十条第二項第四号

（景観法施行令の一部改正）

第九条　景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第十三号中「第二十五条の三第一項」を「第二十五条の十一第一項」に改める。

（総務省組織令の一部改正）

第十条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第百四十四条第二十号及び第百四十九条第十六号中「第七条第四項」を「第七条第六項」に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

第十一条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「限る。）」の下に「及び同項第十二号に掲げる事務（雨水出水浸水想定区域に関することに限る。）」を加える。

第九十五条第九号中「水政課」の下に「及び下水道部」を加える。

第百二条に次の一号を加える。

五　雨水出水浸水想定区域に関すること。

附　則

この政令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年七月十九日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　太田　昭宏

貸金業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年七月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三